

委員会のういき

総務
教育

常任委員会

森林環境譲与税の基金条例制定



委員長 宮川 徳光 みやがわ のりみつ

金としてそのまま一般会計に入り、執行する形をとっていたが、その後、使途の明確化を図るために一旦基金に積み立ててから、取り崩して当該年度に執行するようにとの国、県よりの指示があり、今回、この基金条例を制定するもの。

令和元年度一般会計補正予算

歳入

基金条例制定で使途の明確化を

●森林環境譲与税基金条例の制定

当初予算時には、この森林環境譲与税は、交付

県の治山工事

流末は町負担で

■町債 400万円

県の事業で加持本村地

区の裏山の保安林の崩れの防止、土砂止め等を含めて処理をする治山工事に伴う流末の工事を、町が負担するもの。

委員から、県工事に伴う流末の工事で町負担とのことだが、持ち出しは必要かとの質問があり、県の事業で保安林の治山工事があつた場合、住宅区域内の流末については、町の施工となつていてはめとのこと。

場所は、集落の東側。今回は測量、設計の予算で、工事費については、1千万円以上かかると思われるが、それも含めて起債、合併特例債を充てる計画としてい

歳出

条例制定に伴う予算の組替え

■森林環境譲与税

1100万円

当初予算で、交付金として新たな森林環境システムなどに様々な使途が確定をしているが、今回、森林環境譲与税基金条例が制定されれば、この交付金を基金に積み立てておき、その後、基金繰入金で予算が充当される形になるための補正。

なお、この譲与税は、年額で、令和元年度から令和3年度までは1100万円、令和4年度から令和6年度までは1600万円となつてい

また、令和6年度から、

森林環境税(仮称)の新設により、個人住民税の均等割の納税者に対して年間1千円が付加されて徴収されることになつてい

委員から、この譲与税は拡大解釈をすると、地籍調査事業にも使えると思えるが、線引きをして使わないようにとの意見があり、これに対し譲与税の期間と環境税としての確定をした後の期間との

2段階に分かれており、環境税は完全目的税となるので、国から厳しい指導、制限がかかる。譲与税のうち、環境税の額の確定までの間は基本的に自由に使つていいという形だが、税が重複する形になつてくるため、明らかに林業振興という目的に合致した使途になつてい



黒潮町は、土地面積の8割ほどを林野面積が占め、その7割弱が民有林となっている。こうした状況下、創設された「森林環境譲与税」による林業振興に大きな期待がかかる